

消費者相談室から326

# 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます

4月から、成年年齢が20歳から18歳になります。成年年齢が18歳になると、どのような変化が起きるのでしょうか？まずは、法改正によって変わる点を確認してみましょう。

## 18歳からできること

親の同意なしでの契約(クレジットカード・ローン・携帯契約・賃貸住宅を借りるなど)、10年間有効なパスポートの取得、公認会計士や司法書士などの国家資格の取得、結婚(男女とも18歳で統一)、性同一性障害の人の性別変更の申し立て、外国人の帰化(日本国籍の取得)

## 20歳まではできない(発生しない)こと

飲酒・喫煙、競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル、中型自動車免許等の取得、養子をとること、国民年金保険料の納付義務

## 賢い消費者になろう

～悪質商法に狙われやすいことを、忘れないで！～

未成年者の契約は、判断力などが不十分な未成年者を保護するために、法律で取消権が認められるなど擁護されています。しかし、18歳の契約は成人の契約になりますので、これらの擁護を受けることができません。

インターネットやSNSからの情報や好奇心を誘うダイレクトメール、すでに悪質商法に巻き込まれている友人からの誘いなど、思わぬところで消費者トラブルに巻き込まれる可能性が潜んでいます。

自分だけは大丈夫だと思わず、まずは、きちんと内容を把握し、本当に必要な契約か、しっかり考えて行動しましょう。安易な判断は、消費者トラブルに巻き込まれやすいので注意しましょう。

そして困った時は一人で悩まずに、家族や消費者相談室・消費生活センターなど信頼できる人に相談しましょう。

消費者相談室 ☎ 22-6000 (相談専用)

電話受付日時 月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

※第2・4火曜日は午後6時まで ※祝日を除く

問い合わせ 市民安全課市民相談係



# 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

ご自分の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を縦覧帳簿で比較できる制度です。

日時 4月1日(金)～5月31日(火) 午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く

縦覧場所 資産税課(市役所1階)

## 縦覧帳簿

①土地価格等縦覧帳簿(所在・地目・地積・評価額)

②家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年次・評価額)

※所有者の住所、氏名、税額等は記載されていません。

※縦覧したい所在を窓口で申請してください。

## 縦覧できる方

①土地価格等縦覧帳簿…土地の固定資産税の納税者

②家屋価格等縦覧帳簿…家屋の固定資産税の納税者

③①または②のいずれかを満たす人の納税管理人

④①または②のいずれかを満たす人から委任を受けた代理人

※非課税や免税点未満などの理由により納税者でない方は対象外です。

## 必要書類等

▷①～③…本人確認ができるもの(運転免許証等)

▷④…委任状および本人確認ができるもの(運転免許証等)

## その他

この制度は、納税者がご自分の土地・家屋の評価額が適正かどうかを判断するためのものです。それ以外の目的と思われる場合は、縦覧をお断りする場合があります。また、帳簿の複写はできません▷令和4年度固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、5月上旬に送付予定です▷令和4年度の評価証明書は4月1日(金)から、公課証明書は5月2日(月)から発行します。

問い合わせ 資産税課土地係・家屋係

## 自治会活動紹介コーナー80 コロナ禍であっても

青梅市自治会連合会第九支会長 小花紀彦

第九支会は、新町・末広町地区の9つの自治会が構成され、例年は、ビーチボール大会、盆踊り大会や輪投げ大会、市民運動会、ボウリング大会と、年間を通して子どもから大人まで参加できる事業を行っています。また、地域の安全・安心のための取り組みは、このようなコロナ禍にあってもなおざりにすることはできません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、本年度も昨年度と同様にこれらの事業をすべて中止せざるを得ませんでした。地域の安全・安心のための取り組みは、このようなコロナ禍にあってもなおざりにすることはできません。

昭和48年の創立以来、令和4年度をもって50年を迎えることとなりました。地域の発展に貢献された方々を顕彰するため、創立50年にあたる今年に記念事業を実施する計画を立て、本年度からその準備に取り組んでいます。

さて、近年、各地では甚大な自然災害が増え、想定を超える被害が発生しています。新町・末広町地区は災害に強い地域ですが、市内においては集中豪雨や豪雪、台風による崖の崩落・倒木・浸水・交通機能の停滞などの被害が起っています。第九支会では、各種事業の中止に伴い、当初の計画事業の予算を振り替え、災害対策だけにとどまらず、自治会振興や新型コロナウイルス感染症予防のための備品を調達・交付し、管内の自治会で活用しています。

地域における災害への日々の備えや、自助・共助がますます重要になってきています。自治会は、そのために非常に大きな役割を担っていることから、課題である会員の減少に対して検討を進めています。

第九支会としては、これら課題に対して、地域の学校・PTA・各種団体と連携して取り組んでいきたいと考えています。

▽青梅市自治会連合会 <https://www.ome-tengou.jp/>

問い合わせ 市民活動推進課地域支援係

## 3月は特殊詐欺被害防止月間です

### 令和4年中 青梅警察署管内 特殊詐欺被害発生状況

1件・約120万円

3月は例年還付金詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が増加します。

警視庁では、3月を特殊詐欺被害防止月間として、被害防止のための各種活動をより強力に推進していきます。

還付金詐欺の手法は、自治体の職員等を装って電話をかけ、医療費の過払いがある、受け取れる給付金があるなどと言って、ATM

に誘導し、携帯電話越しにATMの操作を指示しながら、犯人の口座にお金を振り込ませるといいます。

その対策として、昨年から警視庁では『STOP! ATMでの携帯電話』を推進しています。

この対策では各金融機関、コンビニエンスストアに対して協力を依頼し、ポスターの掲示および声かけを実施しています。

ATMの前で携帯電話を使用している方には警察官、金融機関職員等からお

声かけをすることがあります。ご理解、ご協力をお願いします。

また、今年に入って孫を騙ったオレオレ詐欺の被害が発生しています。

還付金詐欺だけでなく、固定電話にかかってくるすべての電話や、携帯電話に届く架空請求メールに注意しましょう。

不審な電話や「未納料金がある」などといった内容の身に覚えのないメールが来た場合は、家族へ相談する。不審に思ったら一人で悩むことなく、すぐに警察へ連絡するなど、被害に遭

わないための対策をとりま

しょう。

## 自動通話録音機の貸与

市では、現在市内在住の65歳以上の方を対象に、自動通話録音機の貸与(無料)を行っています。

特殊詐欺等に相当の効果があると言われていて、気軽にご利用ください。※数に限りがあります。電話でご相談ください。

問い合わせ

▽自動通話録音機について

：市民安全課市民安全係

▽その他：青梅警察署防犯係 ☎ 22-0110 内線 2612